

令和 8 年

西尾市議会 9 月定例会議案

西 尾 市

令和 8 年西尾市議会 9 月定例会議案目次

議 案 番 号	件 名	ページ
議案第 82 号	西尾市教育委員会委員の任命の同意について	1
議案第 83 号	西尾市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第 84 号	西尾市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 85 号	西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 86 号	西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	8
議案第 87 号	西尾市児童クラブ保育料条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第 88 号	西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 89 号	西尾市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 90 号	工事請負契約について	21
議案第 91 号	工事請負契約の変更について	22

議案番号	件名	ページ
議案第 92 号	財産の取得について（備蓄食料、保存水及び防災資材）	23
議案第 93 号	財産の取得について（吉良中学校 図書室用書架及び職員室用収納庫等）	24
議案第 94 号	財産の取得について（生涯学習センター用什器備品）	25
議案第 95 号	財産の処分について	26
議案第 96 号	和解について	27
議案第 97 号	令和7年度西尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	29
議案第 98 号	令和7年度西尾市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	30
議案第 99 号	令和8年度西尾市一般会計補正予算（第3号）	31
議案第100号	令和8年度西尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	60
議案第101号	令和8年度西尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）	70
議案第102号	令和8年度西尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	86

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
議案第 1 0 3 号	令和 8 年度西尾市佐久島診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）	9 6
議案第 1 0 4 号	令和 8 年度西尾市病院事業会計補正予算（第 2 号）	1 0 6
認定第 1 号	令和 7 年度西尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 2 号	令和 7 年度西尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 3 号	令和 7 年度西尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号	令和 7 年度西尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 5 号	令和 7 年度西尾市佐久島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 6 号	令和 7 年度西尾市病院事業会計決算の認定について	
認定第 7 号	令和 7 年度西尾市水道事業会計決算の認定について	
認定第 8 号	令和 7 年度西尾市下水道事業会計決算の認定について	
認定第 9 号	令和 7 年度西尾市渡船事業会計決算の認定について	

西尾市教育委員会委員の任命の同意について

西尾市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
佐々木 真哉	西尾市須田町■■■■■	■■■■■

(提案理由) 西尾市教育委員会委員 武内基亘 令和 8 年 9 月 3 0 日任期満了のため。

(根拠法令) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項

西尾市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

（提案理由） 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）が施行されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市印鑑条例の一部を改正する条例

西尾市印鑑条例（昭和49年西尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第11条の2 登録者は、第10条第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第11条の2 登録者は、第10条第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西尾市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

西尾市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

(提案理由) 地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第
8 6 号)が公布されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

西尾市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成23年西尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) [略] （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 [略]	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 (2)～(4) [略] （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 省令第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 [略]

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

（提案理由） 社会情勢に即するよう措置する必要性が生じたため。

西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和５６年西尾市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（緊急消防援助隊出動手当） 第13条の２　〔略〕 ２　前項に規定する手当の額は、日額 <u>2,880</u> <u>円</u> を超えない範囲内において別に定める。	（緊急消防援助隊出動手当） 第13条の２　〔略〕 ２　前項に規定する手当の額は、日額 <u>2,160</u> <u>円</u> を超えない範囲内において別に定める。

附　則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１３条の２第２項の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた緊急消防援助隊出動手当について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた緊急消防援助隊出動手当については、なお従前の例による。

（緊急消防援助隊出動手当の内払）

- 適用日以後に、改正前の西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき、適用日以後の分として支給された緊急消防援助隊出動手当は、改正後の条例の規定による緊急消防援助隊出動手当の内払とみなす。

西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

(提案理由) 個人番号カードを用いた医療費助成の資格情報の確認に対応するため。

西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年西尾市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(受給者証) 第4条 [略] 2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>	(受給者証) 第4条 [略] 2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(西尾市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 西尾市障害者医療費の支給に関する条例(昭和48年西尾市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(受給者証) 第6条 [略] 2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。) <u>において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて</u>	(受給者証) 第6条 [略] 2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。) <u>について、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。</u>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

（西尾市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正）

第3条 西尾市子ども医療費の支給に関する条例（昭和47年西尾市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受給者証） 第4条の2 [略] <u>2 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第4条の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>	（受給者証） 第4条の2 [略]

（西尾市後期高齢者福祉医療費の支給に関する条例の一部改正）

第4条 西尾市後期高齢者福祉医療費の支給に関する条例（平成27年西尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受給者証等） 第7条 [略] <u>2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、</u>	（受給者証等） 第7条 [略] 2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、

診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。ただし、受給者が後期高齢者福祉医療費受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

西尾市児童クラブ保育料条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市児童クラブ保育料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

(提案理由) 児童クラブ保育料の見直しのため。

西尾市児童クラブ保育料条例の一部を改正する条例

西尾市児童クラブ保育料条例（令和３年西尾市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
（保育料の徴収） 第 2 条　〔略〕 2　<u>次の各号のいずれかに該当するときの</u>保育料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 (1)　<u>同一世帯で 2 人以上の児童が同時に利用する場合の 2 人目以降の児童が利用するとき。</u> (2)　<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当を受給している世帯の児童が利用するとき。</u> (3)　<u>西尾市遺児手当支給条例（昭和49年西尾市条例第 5 号）による西尾市遺児手当を受給している世帯の児童が利用するとき。</u> 3　<u>前 2 項</u>の規定により徴収した保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （保育料の減免） 第 3 条　市長は、児童クラブに入会した児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。 (1)・(2)　〔略〕 (3)　<u>市町村民税非課税世帯</u> (4)　〔略〕 別表 1（第 2 条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>保育料</th></tr><tr><td>通年利用</td><td>7 月（夏休み期間を休会しない場合）</td><td><u>9,000円</u></td></tr></table>	区分		保育料	通年利用	7 月（夏休み期間を休会しない場合）	<u>9,000円</u>	（保育料の徴収） 第 2 条　〔略〕 2　<u>同一世帯で 2 人以上の児童が同時に利用する場合の 2 人目以降の児童の</u>保育料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 3　<u>前 2 号</u>の規定により徴収した保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （保育料の減免） 第 3 条　市長は、児童クラブに入会した児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。 (1)・(2)　〔略〕 (3)　〔略〕 別表 1（第 2 条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>保育料</th></tr><tr><td>通年利用</td><td>7 月（夏休み期間を休会しない場合）</td><td><u>8,000円</u></td></tr></table>	区分		保育料	通年利用	7 月（夏休み期間を休会しない場合）	<u>8,000円</u>
区分		保育料											
通年利用	7 月（夏休み期間を休会しない場合）	<u>9,000円</u>											
区分		保育料											
通年利用	7 月（夏休み期間を休会しない場合）	<u>8,000円</u>											

短期利用 (長期休暇のみ)	7月(夏休み期間を休会する場合)	<u>4,000円</u>
	8月	<u>11,000円</u>
	上記以外	<u>6,000円</u>
	学年始	<u>4,000円</u>
	夏季(7月)	<u>6,000円</u>
	夏季(8月)	<u>11,000円</u>
[略]	冬季	<u>4,000円</u>
	学年末	<u>4,000円</u>
	延長保育	<u>1,000円</u>

別表2(第2条関係)

	1日から15日までの間に退会又は許可を取り消された場合	16日から月末日までの間に入会した場合
4月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
5月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
6月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
7月	<u>3,000円</u>	<u>6,500円</u>
8月	<u>5,500円</u>	<u>5,500円</u>
9月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
10月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
11月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
12月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
1月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
2月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
3月	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>

備考 1日から15日までの間に入会した場合及び16日から月末日までの間に退会又は許可を取り消した場合は、別表1に定める保育料を徴収する。

短期利用 (長期休暇のみ)	7月(夏休み期間を休会する場合)	<u>3,000円</u>
	8月	<u>9,500円</u>
	上記以外	<u>5,000円</u>
	学年始	<u>1,900円</u>
	夏季(7月)	<u>5,000円</u>
	夏季(8月)	<u>9,500円</u>
[略]	冬季	<u>2,850円</u>
	学年末	<u>2,850円</u>
	延長保育	<u>500円</u>

別表2(第2条関係)

	1日から15日までの間に退会又は許可を取り消された場合	16日から月末日までの間に入会した場合
4月	<u>3,700円</u>	<u>2,500円</u>
5月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
6月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
7月	<u>2,500円</u>	<u>5,500円</u>
8月	<u>4,750円</u>	<u>4,750円</u>
9月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
10月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
11月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
12月	<u>2,500円</u>	<u>3,400円</u>
1月	<u>3,400円</u>	<u>2,500円</u>
2月	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
3月	<u>2,500円</u>	<u>4,300円</u>

備考 1日から15日までの間に入会した場合及び16日から月末日までの間に退会又は許可を取り消した場合は、別表1に定める保育料を徴収する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

（提案理由） 支給対象者の見直し等のため。

西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例（平成14年西尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給の対象） 第3条 この条例により精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「支給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（次条において「被保険者等」という。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。第3号において「施行令」という。）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けている者</u> (2) <u>自立支援医療受給者証の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。）</u> (3) <u>施行令第6条第3項に規定する障</u>	（支給の対象） 第3条 この条例により精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「支給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（次条において「被保険者等」という。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級及び2級に該当するもの</u> (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受けた者（前号に該当する者を除く。）</u>

害等級が1級又は2級の精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けている者
(第1号に該当する者を除く。)

- (4) 病院又は診療所で入院して行われる精神障害の医療を受けている者(法第29条及び第29条の2の規定による入院措置を受けている者並びに第1号及び第3号に該当する者を除く。)

(支給の範囲及び額)

第5条 市長は、次条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「受給者負担額」という。)に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

- (1) 第3条第1号及び第3号に規定する者 入院又は通院して行われる医療(一般疾病に係る医療を含む。)に係る受給者負担額の全額
- (2) 第3条第2号に規定する者 障害者総合支援法第58条第1項の医療に係る受給者負担額の全額
- (3) 第3条第4号に規定する者 精神病床へ入院して行われる精神障害の医療に係る受給者負担額の2分の1の額

2 [略]

(受給者証)

第6条 [略]

- 2 受給者は、病院、診療所若しくは薬局又

- (3) 病院又は診療所で入院して行われる精神障害の医療を受けている者(法第29条及び第29条の2の規定による入院措置を受けている者並びに第1号に該当する者を除く。)

[略]

(支給の範囲及び額)

第5条 市長は、次条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「受給者負担額」という。)に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

- (1) 第3条第1号に規定する者 入院又は通院して行われる医療(一般疾病に係る医療を含む。)に係る受給者負担額の全額
- (2) 第3条第2号に規定する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の医療に係る受給者負担額の全額
- (3) 第3条第3号に規定する者 精神病床へ入院して行われる精神障害の医療に係る受給者負担額の2分の1の額

2 [略]

(受給者証)

第6条 [略]

- 2 受給者証の交付を受けている者は、病

はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u> (支給の方法) 第7条 <u>第5条第1項第1号から第3号までに規定する医療費の支給は、当該医療費の額を医療機関等に支払うことによって行う。</u> 2・3 [略]	院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。 (支給の方法) 第7条 <u>第5条第1項第1号及び第2号に規定する医療費の支給は、当該医療費の額を医療機関等に支払うことによって行う。</u> 2・3 [略]
---	---

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

西尾市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

(提案理由) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 179 号)が公布されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西尾市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年西尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西尾市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた西尾市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の西尾市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

工事請負契約について

下記のように工事請負契約を締結する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 体育館等解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 192,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 西尾市吉良町上横須賀宮前163番地
鈴博建設株式会社
代表取締役 鈴木 博 貴 |

(提案理由) コミュニティ公園の体育館等解体工事の施行に伴い、工事請負契約を締結する必要があるため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

工事請負契約の変更について

下記のように工事請負契約を変更する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 庁舎解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 3 2 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
変更後 3 4 6 , 1 4 6 , 9 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三河・大原特定建設工事共同企業体
代表者
西尾市一色町対米船原 7 4 番地 1
三河建設株式会社
代表取締役 鈴木 達也 |

(提案理由) 旧一色支所の庁舎解体工事の施行に伴い、工事請負契約を変更する必要があるため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

財産の取得について

下記のように財産を取得する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 備蓄食料、保存水及び防災資材 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 22,263,648 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 西尾市丁田町五助 2 番地
西尾市消防設備点検協同組合
代表理事 小 澤 勝 秀 |

(提案理由) 市内の避難所に備蓄する食料等を更新するため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財産の取得について

下記のように財産を取得する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 吉良中学校 図書室用書架及び職員室用収納庫等 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 18,994,030 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 西尾市楠村町天満社 12 番地
文具ショップくろの
黒 野 正 也 |

(提案理由) 吉良中学校の校舎改築に伴い、老朽化した備品の更新及び必要な備品を購入するため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財産の取得について

下記のように財産を取得する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称 | 生涯学習センター用什器備品 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 2 3, 6 5 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 西尾市吉良町富好新田役地 2 9 番地
株式会社カミヤ事務器
代表取締役 神 谷 隆 子 |

(提案理由) 生涯学習センターに必要な什器備品を購入するため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財産の処分について

下記のように財産を処分する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 129,919,012円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒 田 武 志 |

(提案理由) GIGAスクール端末を更新したことに伴い、不要となった端末を処分するため。

(根拠法令) 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

和解について

下記のとおり和解する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

記

1 和解の当事者

甲 西尾市寄住町下田 22 番地

西尾市

西尾市長 中 村 健

乙 西尾市吉良町寺嶋

吉良町遺族会

会長 鈴木 一郎

2 和解の要旨

甲及び乙は、物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の使用貸借終了に伴って、以下のとおり、合意する。

- (1) 甲及び乙は、甲を貸主、乙を借主とする本件土地についての使用貸借（以下「本件使用貸借」という。）を、合意解約する。
- (2) 乙は、甲に対し、本件土地上に存在する社務所及び水屋について、その所有権を無償で譲渡することとし、引き渡す。
- (3) 甲は、譲渡を受けた社務所及び水屋を、甲の負担において取り壊す。
- (4) 甲及び乙は、乙が本件土地の明渡しを完了したことを相互に確認する。
- (5) 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件使用貸借に関し、本合意に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

物件目録

No.	所 在 地	地 目	地 積(㎡)
1	西尾市吉良町上横須賀宮腰 5 5 番 4	雑種地	1 7 6
2	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 2 番 2	公衆用道路	9 6
3	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 3 番 2	公衆用道路	9 0
4	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 4 番	雑種地	3 8 6
5	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 5 番	雑種地	3 9 0
6	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 6 番	雑種地	7 3 3
7	西尾市吉良町上横須賀宮腰 8 7 番 1	雑種地	3 0 7

(提案理由) 吉良忠魂社敷地内にある社務所及び水屋を撤去するにあたり、吉良町遺族会と合意するため。

(根拠法令) 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号

令和 7 年度西尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度西尾市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 159, 535, 441 円のうち 185, 013, 644 円を建設改良積立金に積み立て、774, 521, 797 円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

令和 7 年度西尾市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度西尾市下水道事業会計未処分利益剰余金 466,349 円を資本金へ組み入れるものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

令和 8 年度西尾市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度西尾市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624,741 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,290,923 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地 方 交 付 税		1,900,000	△513,821	1,386,179
	1 地 方 交 付 税	1,900,000	△513,821	1,386,179
16 国 庫 支 出 金		11,101,182	△71,518	11,029,664
	2 国 庫 補 助 金	2,616,279	△71,518	2,544,761
17 県 支 出 金		6,272,499	26,703	6,299,202
	2 県 補 助 金	3,009,290	17,997	3,027,287
	3 委 託 金	473,820	8,706	482,526
18 財 産 収 入		415,734	59,519	475,253
	2 財 産 売 払 収 入	201,837	59,519	261,356
19 寄 附 金		3,001,002	18,227	3,019,229
	1 寄 附 金	3,001,002	18,227	3,019,229
20 繰 入 金		3,106,479	1,435	3,107,914
	1 基 金 繰 入 金	3,047,476	120	3,047,596
	2 特 別 会 計 繰 入 金	59,003	1,315	60,318
21 繰 越 金		1,500,000	1,151,996	2,651,996
	1 繰 越 金	1,500,000	1,151,996	2,651,996
23 市 債		6,718,800	△47,800	6,671,000
	1 市 債	6,718,800	△47,800	6,671,000
歳 入 合 計		76,666,182	624,741	77,290,923

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		8,683,175	152,607	8,835,782
	1 総 務 管 理 費	7,258,308	140,489	7,398,797
	2 徴 税 費	845,655	1,122	846,777
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	360,792	0	360,792
	4 選 挙 費	130,169	10,996	141,165
3 民 生 費		28,899,046	69,367	28,968,413
	1 社 会 福 祉 費	13,439,011	59,637	13,498,648
	2 児 童 福 祉 費	13,597,396	9,730	13,607,126
4 衛 生 費		8,074,945	436,703	8,511,648
	1 保 健 衛 生 費	3,742,286	434,903	4,177,189
	2 清 掃 費	4,103,730	1,800	4,105,530
8 土 木 費		5,258,803	△93,290	5,165,513
	1 土 木 管 理 費	335,720	0	335,720
	2 道 路 橋 梁 費	1,586,297	△104,790	1,481,507
	5 都 市 計 画 費	2,398,305	11,500	2,409,805
9 消 防 費		2,326,680	1,208	2,327,888
	1 消 防 費	2,326,680	1,208	2,327,888
10 教 育 費		14,889,090	38,533	14,927,623
	1 教 育 総 務 費	2,462,974	6,077	2,469,051
	2 小 学 校 費	2,684,173	120	2,684,293
	3 中 学 校 費	4,680,041	0	4,680,041
	5 社 会 教 育 費	3,294,019	3,025	3,297,044
	6 保 健 体 育 費	1,424,331	29,311	1,453,642
14 予 備 費		131,040	19,613	150,653
	1 予 備 費	131,040	19,613	150,653
歳 出 合 計		76,666,182	624,741	77,290,923

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎改修事業	13,871
10 教育費	5 社会教育費	生涯学習施設整備事業	46,662

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道厨 2 号線道路改良工事に要する経費	令和 9 年 度	10,000

第4表 地方債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 路 整 備 事 業	365,100	317,300
計	6,718,800	6,671,000

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	1,900,000	△513,821	1,386,179
16 国庫支出金	11,101,182	△71,518	11,029,664
17 県支出金	6,272,499	26,703	6,299,202
18 財産収入	415,734	59,519	475,253
19 寄附金	3,001,002	18,227	3,019,229
20 繰入金	3,106,479	1,435	3,107,914
21 繰越金	1,500,000	1,151,996	2,651,996
23 市債	6,718,800	△47,800	6,671,000
歳入合計	76,666,182	624,741	77,290,923

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費	8,683,175	152,607	8,835,782
3 民 生 費	28,899,046	69,367	28,968,413
4 衛 生 費	8,074,945	436,703	8,511,648
8 土 木 費	5,258,803	△93,290	5,165,513
9 消 防 費	2,326,680	1,208	2,327,888
10 教 育 費	14,889,090	38,533	14,927,623
14 予 備 費	131,040	19,613	150,653
歳 出 合 計	76,666,182	624,741	77,290,923

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 ・ 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13,607			139,000
40,531			28,836
			436,703
△124,581	△47,800		79,091
			1,208
25,628		77,866	△64,961
			19,613
△44,815	△47,800	77,866	639,490

2 歳 入

12款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地 方 交 付 税	1, 900, 000	△513, 821	1, 386, 179
計	1, 900, 000	△513, 821	1, 386, 179

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	354, 259	30, 361	384, 620
2 民生費国庫補助金	627, 332	1, 674	629, 006
4 土木費国庫補助金	1, 418, 154	△124, 581	1, 293, 573
6 教育費国庫補助金	99, 430	21, 028	120, 458
計	2, 616, 279	△71, 518	2, 544, 761

17款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	971, 302	13, 747	985, 049
8 教育費県補助金	593, 900	4, 250	598, 150
計	3, 009, 290	17, 997	3, 027, 287

3項 委託金

1 総務費委託金	415, 023	8, 356	423, 379
----------	----------	--------	----------

12 款 地方交付税
16 款 国庫支出金
17 款 県支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	△513,821	普通交付税

1 総務管理費 補 助 金	30,361	物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金 地域未来交付金	25,110 5,251
1 社会福祉費 補 助 金	1,674	地域診療情報連携推進費補助金	
1 道路橋梁費 補 助 金	△124,581	社会資本整備総合交付金 道路交通安全対策事業費補助金	△98,855 △25,726
5 社会教育費 補 助 金	21,028	地域における若者支援コーディネート事業費補助金	

2 福祉医療費 補 助 金	4,000	元気な愛知の市町村づくり補助金	
3 児童福祉費 補 助 金	9,747	愛知県保育所等給付費軽減対策支援金	
1 教育総務費 補 助 金	4,250	元気な愛知の市町村づくり補助金	

4 選 挙 費 委 託 金	8,356	県知事選挙事務委託金 県議会議員一般選挙事務委託金	7,876 480
------------------	-------	------------------------------	--------------

目	補正前の額	補正額	計
7 教育費委託金	46,987	350	47,337
計	473,820	8,706	482,526

18款 財産収入

2項 財産売却収入

2 物品売却収入	196,837	59,519	256,356
計	201,837	59,519	261,356

19款 寄附金

1項 寄附金

7 教育費寄附金	468,150	18,227	486,377
計	3,001,002	18,227	3,019,229

20款 繰入金

1項 基金繰入金

8 教育振興基金繰入金	600,008	120	600,128
計	3,047,476	120	3,047,596

2項 特別会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	59,003	1,315	60,318
計	59,003	1,315	60,318

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1,500,000	1,151,996	2,651,996
-------	-----------	-----------	-----------

17 款 県支出金
18 款 財産収入
19 款 寄附金
20 款 繰入金
21 款 繰越金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育総務費 委 託 金	350	キャリアコミュニティプロジェクト事業委託金 250 幼保小架け橋プログラム促進事業委託金 100

1 物品売払 収 入	59,519	不用物品売払収入

1 教育総務費 寄 附 金	3,227	学校教育活動の充実に対する指定寄附金
3 保健体育費 寄 附 金	15,000	スポーツ振興に対する指定寄附金

1 教育振興 基金繰入金	120	

1 介護保険 特別会計 繰 入 金	1,315	

1 繰 越 金	1,151,996	
---------	-----------	--

目	補正前の額	補正額	計
計	1,500,000	1,151,996	2,651,996

23款 市債

1項 市債

5 土 木 債	656,700	△47,800	608,900
計	6,718,800	△47,800	6,671,000

節		説 明
区 分	金 額	

1 道路橋梁債	△47,800	道路整備事業

3 歳 出

2 款 総 務 費

1 項 総務管理費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一 般 管 理 費	548,500	131,345	679,845					131,345
								115,878
								15,467
2 防 災 費	739,780	5,071	744,851					5,071
								2,981
								2,090
7 資 産 経 営 費	242,691	2,557	245,248					2,557
								2,557
9 交 通 防 犯 対 策 費	92,771	900	93,671					900
								900
10 電 算 管 理 費	1,111,039	0	1,111,039	1,124				△1,124
				1,124				△1,124
13 地 域 振 興 費	927,622	616	928,238					616
								616
計	3,662,403	140,489	3,802,892	1,124				139,365

2 款 1 項 総務管理費

(単位：千円)

節		説 明		
区 分	金 額			
12 委 託 料	973	3 庁舎管理事業(総務課)	115,878	
		12 委託料		973
14 工事請負費	15,467	庁舎等維持管理業務委託料		973
16 公 有 財 産 購 入 費	114,905	16 公有財産購入費	114,905	
		用地購入		114,905
		4 庁舎改修事業(総務課)	15,467	
		14 工事請負費		15,467
		庁舎施設整備工事		15,467
12 委 託 料	5,071	3 防災行政無線管理事業(危機管理課)	2,981	
		12 委託料		2,981
		防災行政無線最適配置検討業務委託料		2,981
		10 津波防災対策事業(危機管理課)	2,090	
		12 委託料		2,090
		津波一時待避所指定可否調査業務委託料		2,090
12 委 託 料	2,557	3 普通財産管理事業(資産経営課)	2,557	
		12 委託料		2,557
		登記事務委託料		106
		測量業務委託料		2,214
		アスベスト調査業務委託料		237
18 負担金、補助 及び交付金	900	3 防犯対策事業(危機管理課)	900	
		18 負担金、補助及び交付金		900
		防犯カメラ設置費補助金		900
		1 電算管理事業(情報政策課)		
		(財源更正)		
12 委 託 料	616	5 市民活動センター管理運営事業(地域つながり課)	616	
		12 委託料		616
		樹木伐採業務委託料		616

2款 総務費

2項 徴税費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 賦課事務費	486,039	1,122	487,161					1,122
								1,122
計	486,039	1,122	487,161					1,122

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民 基本台帳費	360,792	0	360,792	4,127				△4,127
				4,127				△4,127
計	360,792	0	360,792	4,127				△4,127

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 県知事選挙費	62,198	10,516	72,714		7,876			2,640
					7,876			2,640
3 県議会議員 一般選挙費	32,485	480	32,965		480			
					480			
計	94,683	10,996	105,679		8,356			2,640

2 款 2 項 徴税費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,122	<u>4 資産税賦課事務(税務課)</u> <u>1,122</u> <u>(3) 償却資産賦課事務</u> <u>1,122</u> 12 委託料 1,122 償却資産申告状況調査支援業務委託料 1,122

2 款 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>2 窓口事務事業(市民課)</u> (財源更正)

2 款 4 項 選挙費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	803	<u>2 県知事選挙事務(総務課)</u> <u>10,516</u> 11 役務費 803 通信運搬費 132 手数料 671
12 委 託 料	2,233	12 委託料 2,233
13 使用料及び 賃 借 料	1,540	期日前投票所(増設)配線業務委託料 2,233
17 備品購入費	5,940	13 使用料及び賃借料 1,540
		機器借上料 1,540
		17 備品購入費 5,940
		選挙用備品 5,940
11 役 務 費	480	<u>2 県議会議員一般選挙事務(総務課)</u> <u>480</u> 11 役務費 480 通信運搬費 33 手数料 447

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 障害者福祉費	4,794,215	28,592	4,822,807	25,584				3,008
				1,674				1,676
				23,910				1,332
3 高齢者福祉費	574,167	986	575,153					986
								986
4 福祉医療費	2,093,630	0	2,093,630		4,000			△4,000
					4,000			△4,000
8 特別会計繰出金	3,404,812	30,059	3,434,871					30,059
								30,059
計	10,866,824	59,637	10,926,461	25,584	4,000			30,053

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	5,509,082	1,200	5,510,282	1,200				
				1,200				
2 保育園費	7,699,112	8,530	7,707,642		9,747			△1,217
					9,747			△1,217
計	13,208,194	9,730	13,217,924	1,200	9,747			△1,217

3 款 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	3,350	2 障害者福祉事務(福祉課)	3,350
		12 委託料	3,350
18 負担金、補助 及び交付金	25,242	障害福祉システム改修業務委託料	3,350
		3 障害者手当等支給事業(福祉課)	25,242
		18 負担金、補助及び交付金	25,242
		障害者生活支援補助金	25,242
22 償還金、利子 及び割引料	986	2 高齢者福祉事務(長寿課)	986
		22 償還金、利子及び割引料	986
		令和7年度低所得者保険料軽減負担金返還金	986
		5 子ども医療費支給事業(保険年金課) (財源更正)	
27 繰 出 金	30,059	2 介護保険特別会計繰出事業(長寿課)	30,059
		27 繰出金	30,059
		介護保険特別会計繰出金	30,059

3 款 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	1,200	2 児童福祉事務(子育て支援課)	1,200
		18 負担金、補助及び交付金	1,200
		子ども食堂等物価高騰対策特別補助金	1,200
18 負担金、補助 及び交付金	8,530	3 私立保育園等育成事業(保育課)	8,530
		18 負担金、補助及び交付金	8,530
		民間保育所等運営費補助金	8,530

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 特別会計支出金	1,489,518	434,903	1,924,421					434,903
								434,903
計	1,489,518	434,903	1,924,421					434,903

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 ごみ収集処理費	223,197	1,800	224,997					1,800
								1,800
計	223,197	1,800	224,997					1,800

8款 土木費

1項 土木管理費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	335,720	0	335,720	△965				965
				△965				965
計	335,720	0	335,720	△965				965

8款 土木費

2項 道路橋梁費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 道路維持費	621,976	30,000	651,976	△5,591		△5,100		40,691
				△5,591		△5,100		40,691
2 道路新設改良費	813,852	△100,790	713,062	△92,299		△34,300		25,809
						26,200		4,800

4 款 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	434,903	1 市民病院事業会計繰出事業(管理課)	434,903
		18 負担金、補助及び交付金	434,903
		市民病院運営費負担金	233,879
		市民病院運営費補助金	201,024

4 款 2 項 清掃費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	1,800	4 不燃物埋立事業(ごみ減量課)	1,800
		(2) 一色埋立場管理運営事業	1,800
		10 需用費	1,800
		物品修繕料	1,800

8 款 1 項 土木管理費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		4 狭あい道路整備事業(土木課)	
		(財源更正)	

8 款 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	30,000	1 道路維持事業(土木課)	30,000
		(1) 道路維持改修事業(町内会)	30,000
		14 工事請負費	30,000
		道路側溝舗装補修工事	30,000
14 工事請負費	△111,790	2 市道新設改良事業(市単独分)(土木課)	31,000
		14 工事請負費	20,000
		道路新設改良工事	20,000
18 負担金、補助 及び交付金	11,000	18 負担金、補助及び交付金	11,000
		橋梁負担金	11,000

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(2 道路新設改良費)				△92,299		△60,500		21,009
3 橋梁維持費	150,469	△34,000	116,469	△25,726		△8,400		126
				△25,726		△8,400		126
計	1,586,297	△104,790	1,481,507	△123,616		△47,800		66,626

8 款 土 木 費

5 項 都市計画費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 公園費	491,922	11,500	503,422					11,500
								11,500
計	491,922	11,500	503,422					11,500

9 款 消 防 費

1 項 消 防 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 非常備消防費	96,801	1,208	98,009					1,208
								1,208
計	96,801	1,208	98,009					1,208

10 款 教 育 費

1 項 教育総務費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 教育指導費	985,653	6,077	991,730		4,600		3,227	△1,750
					4,600		3,227	△1,750

8 款 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 市道新設改良事業（国補助分）（土木課）	<u>△131,790</u>
		14 工事請負費	△131,790
		道路新設改良工事	△131,790
12 委 託 料	△20,000	2 橋梁長寿命化修繕計画事業（土木課）	<u>△34,000</u>
		12 委託料	△20,000
14 工事請負費	△14,000	幹線橋梁測量調査設計業務委託料	△20,000
		14 工事請負費	△14,000
		橋梁修繕補強工事	△14,000

8 款 5 項 都市計画費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	11,500	7 公園整備事業（国庫補助分）（公園緑地課）	<u>11,500</u>
		14 工事請負費	11,500
		駅前広場整備工事	11,500

9 款 1 項 消防費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 災害補償費	1,208	1 人件費（消防総務課）	<u>1,208</u>
		（1）消防団員（643人）	<u>1,208</u>
		5 災害補償費	1,208
		公務災害補償費	1,208

10 款 1 項 教育総務費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 報 償 費	240	4 学校経営事業（学校教育課）	<u>6,077</u>
		7 報償費	240
10 需 用 費	7	謝礼	240
		10 需用費	7

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(3 教育指導費)								
計	985,653	6,077	991,730		4,600		3,227	△1,750

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	2,642,907	120	2,643,027				42,619 120	△42,499
							42,499	△42,499
計	2,642,907	120	2,643,027				42,619	△42,499

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	4,593,553	0	4,593,553				17,020 17,020	△17,020 △17,020
計	4,593,553	0	4,593,553				17,020	△17,020

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 青少年対策費	59,751	0	59,751	21,028 21,028				△21,028 △21,028
10 図書館費	404,014	3,025	407,039					3,025 274
								2,751

10款 1項 教育総務費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 役 務 費	3	消耗品費	7
		11 役務費	3
18 負担金、補助及び交付金	5,827	通信運搬費	3
		18 負担金、補助及び交付金	5,827
		学校経営交付金	5,827

10款 2項 小学校費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
17 備品購入費	120	5 小学校備品整備事業(教育庶務課)	120
		17 備品購入費	120
		施設用備品	120
		7 小学校コンピュータ管理事業(教育庶務課) (財源更正)	

10款 3項 中学校費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		7 中学校コンピュータ管理事業(教育庶務課) (財源更正)	

10款 5項 社会教育費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 子ども・若者育成支援事業(生涯学習課) (財源更正)	
10 需用費	274	3 図書館運営事業(図書館)	274
		10 需用費	274
14 工事請負費	2,751	印刷製本費	274
		4 図書館施設維持管理事業(図書館)	2,751

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(10 図書館費)								
計	463,765	3,025	466,790	21,028				△18,003

10 款 教 育 費

6 項 保健体育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 体育施設費	1,109,583	29,311	1,138,894				15,000	14,311
								14,311
							15,000	
計	1,109,583	29,311	1,138,894				15,000	14,311

14 款 予 備 費

1 項 予 備 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	131,040	19,613	150,653					19,613
計	131,040	19,613	150,653					19,613

10款 5項 社会教育費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		14 工事請負費	2,751
		一色学びの館漏水補修工事	771
		西尾市立図書館給水管改修工事	1,980

10款 6項 保健体育費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	6,930	3 体育施設管理事業(スポーツ振興課)	14,311
		(1) 総合体育館維持管理事業	6,930
21 補償、補填及び賠償金	7,381	10 需用費	6,930
		光熱水費	6,930
24 積立金	15,000	(5) ふれあい広場管理運営事業	7,381
		21 補償、補填及び賠償金	7,381
		ふれあい広場指定管理料補償金	7,381
		5 体育施設整備基金積立事業(スポーツ振興課)	15,000
		24 積立金	15,000
		体育施設整備基金積立金	15,000

14款 1項 予備費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		予備費	19,613

令和8年度西尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度西尾市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,861,046千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月28日提出

西尾市長 中 村 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		3,903,397	156,534	4,059,931
	1 国 民 健 康 保 険 税	3,903,397	156,534	4,059,931
5 繰 越 金		351,326	△85,736	265,590
	1 繰 越 金	351,326	△85,736	265,590
7 国 庫 支 出 金		0	7,458	7,458
	1 国 庫 補 助 金	0	7,458	7,458
歳 入 合 計		15,782,790	78,256	15,861,046

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		177,633	0	177,633
	1 総 務 管 理 費	162,019	0	162,019
8 予 備 費		5,000	78,256	83,256
	1 予 備 費	5,000	78,256	83,256
歳 出 合 計		15,782,790	78,256	15,861,046

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	3,903,397	156,534	4,059,931
5 繰越金	351,326	△85,736	265,590
7 国庫支出金	0	7,458	7,458
歳入合計	15,782,790	78,256	15,861,046

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費	177,633	0	177,633
8 予 備 費	5,000	78,256	83,256
歳 出 合 計	15,782,790	78,256	15,861,046

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 ・ 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7,458			△7,458
			78,256
7,458			70,798

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	3,903,397	156,534	4,059,931
計	3,903,397	156,534	4,059,931

5 款 繰越金

1項 繰越金

1 その他繰越金	351,326	△85,736	265,590
計	351,326	△85,736	265,590

7 款 国庫支出金

1項 国庫補助金

1 子ども・子育て支援事業 費補助金	0	7,458	7,458
計	0	7,458	7,458

1 款 国民健康保険税
5 款 繰越金
7 款 国庫支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医 療 給 付 費 分 現年課税分	168,253	
3 介 護 納 付 金 分 現年課税分	12,389	
5 後期高齢者 支 援 金 分 現年課税分	31,395	
7 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分 現年課税分	△55,503	

1 そ の 他 繰 越 金	△85,736	

1 子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金	7,458	子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金

3 歳 出

1 款 総 務 費

1 項 総務管理費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一 般 管 理 費	160,487	0	160,487	7,458				△7,458
				7,458				△7,458
計	160,487	0	160,487	7,458				△7,458

8 款 予 備 費

1 項 予 備 費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 予 備 費	5,000	78,256	83,256					78,256
計	5,000	78,256	83,256					78,256

1 款 1 項 総務管理費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 国民健康保険管理事務費(保険年金課) (財源更正)

8 款 1 項 予備費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		予備費 78,256

令和 8 年度西尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度西尾市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 688,199 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,565,230 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		2,447,775	58,042	2,505,817
	1 国 庫 負 担 金	2,171,076	46,452	2,217,528
	2 国 庫 補 助 金	276,699	11,590	288,289
4 支 払 基 金 交 付 金		3,321,871	62,951	3,384,822
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,321,871	62,951	3,384,822
5 県 支 出 金		1,796,234	34,138	1,830,372
	1 県 負 担 金	1,749,133	29,314	1,778,447
	3 県 補 助 金	47,100	4,824	51,924
8 繰 入 金		2,275,968	30,059	2,306,027
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,036,115	30,059	2,066,174
9 繰 越 金		1	503,009	503,010
	1 繰 越 金	1	503,009	503,010
歳 入 合 計		12,877,031	688,199	13,565,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		12,068,632	201,874	12,270,506
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	11,029,615	185,411	11,215,026
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	532,863	8,572	541,435
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	259,307	4,383	263,690
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	207,533	3,508	211,041
3 地 域 支 援 事 業 費		319,337	2,995	322,332
	1 サ ー ビ ス ・ 活 動 事 業 費	198,838	2,995	201,833
5 諸 支 出 金		62,608	12,533	75,141
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,605	11,218	14,823
	2 繰 出 金	59,003	1,315	60,318
6 予 備 費		5,000	470,797	475,797
	1 予 備 費	5,000	470,797	475,797
歳 出 合 計		12,877,031	688,199	13,565,230

介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,447,775	58,042	2,505,817
4 支払基金交付金	3,321,871	62,951	3,384,822
5 県支出金	1,796,234	34,138	1,830,372
8 繰入金	2,275,968	30,059	2,306,027
9 繰越金	1	503,009	503,010
歳入合計	12,877,031	688,199	13,565,230

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費	12,068,632	201,874	12,270,506
3 地 域 支 援 事 業 費	319,337	2,995	322,332
5 諸 支 出 金	62,608	12,533	75,141
6 予 備 費	5,000	470,797	475,797
歳 出 合 計	12,877,031	688,199	13,565,230

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 ・ 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
68,374		54,504	78,996
1,015		809	1,171
			12,533
			470,797
69,389		55,313	563,497

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	2, 171, 076	46, 452	2, 217, 528
計	2, 171, 076	46, 452	2, 217, 528

2項 国庫補助金

1 調 整 交 付 金	168, 553	2, 806	171, 359
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	48, 208	3, 434	51, 642
3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	29, 938	5, 350	35, 288
計	276, 699	11, 590	288, 289

4 款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	3, 256, 791	59, 573	3, 316, 364
2 地域支援事業支援交付金	65, 080	3, 378	68, 458
計	3, 321, 871	62, 951	3, 384, 822

5 款 県支出金

1項 県負担金

1 介護給付費負担金	1, 749, 133	29, 314	1, 778, 447
計	1, 749, 133	29, 314	1, 778, 447

3 款 国庫支出金
4 款 支払基金交付金
5 款 県支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	36,295	介護給付費負担金
2 過年度分	10,157	介護給付費負担金

1 現年度分	2,806	調整交付金
1 現年度分	599	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	2,835	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	5,350	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）

1 現年度分	54,504	介護給付費交付金
2 過年度分	5,069	介護給付費交付金
1 現年度分	809	地域支援事業支援交付金
2 過年度分	2,569	地域支援事業支援交付金精算分

1 現年度分	29,314	介護給付費負担金

3項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	30,130	2,148	32,278
2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	14,969	2,676	17,645
計	47,100	4,824	51,924

8 款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,507,773	25,235	1,533,008
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	30,130	2,148	32,278
3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	14,969	2,676	17,645
計	2,036,115	30,059	2,066,174

9 款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1	503,009	503,010
計	1	503,009	503,010

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分	375	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	1,773	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	2,676	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）

1 現年度分	25,235	
1 現年度分	375	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	1,773	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）
2 過年度分	2,676	地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）

1 繰越金	503,009	

3 歳 出

2 款 保 険 給 付 費

1 項 介 護 サービス等諸費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 居宅介護サービス 等 給 付 費	3,856,089	65,168	3,921,257	13,927	8,146		17,595	25,500
				13,927	8,146		17,595	25,500
2 地域密着型介護サ ービス等給付費	1,884,162	31,843	1,916,005	6,805	3,980		8,598	12,460
				6,805	3,980		8,598	12,460
3 施設介護サービス 給 付 費	4,648,601	78,562	4,727,163	12,860	13,748		21,211	30,743
				12,860	13,748		21,211	30,743
6 居宅介護サービス 計 画 等 給 付 費	582,076	9,838	591,914	2,103	1,230		2,656	3,849
				2,103	1,230		2,656	3,849
計	10,970,928	185,411	11,156,339	35,695	27,104		50,060	72,552

2 款 保 険 給 付 費

2 項 介 護 予 防 サービス等諸費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護予防サービス 等 給 付 費	412,728	6,976	419,704	1,491	872		1,884	2,729
				1,491	872		1,884	2,729
2 地域密着型介護 予 防 サービス等 給 付 費	14,289	242	14,531	51	30		65	96
				51	30		65	96
5 介護予防サービス 計 画 等 給 付 費	80,109	1,354	81,463	290	169		366	529
				290	169		366	529
計	507,126	8,572	515,698	1,832	1,071		2,315	3,354

2 款 1 項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	65,168	1 居宅介護サービス費給付事業(長寿課) 65,168 18 負担金、補助及び交付金 65,168 居宅介護サービス費負担金 65,168	
18 負担金、補助 及び交付金	31,843	1 地域密着型介護サービス費給付事業(長寿課) 31,843 18 負担金、補助及び交付金 31,843 地域密着型サービス費負担金 31,843	
18 負担金、補助 及び交付金	78,562	1 施設介護サービス費給付事業(長寿課) 78,562 18 負担金、補助及び交付金 78,562 介護福祉施設サービス費負担金 37,693 介護保健施設サービス費負担金 32,979 介護医療院サービス費負担金 7,890	
18 負担金、補助 及び交付金	9,838	1 居宅介護サービス計画費給付事業(長寿課) 9,838 18 負担金、補助及び交付金 9,838 居宅介護サービス計画費負担金 9,838	

2 款 2 項 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	6,976	1 介護予防サービス費給付事業(長寿課) 6,976 18 負担金、補助及び交付金 6,976 介護予防サービス費負担金 6,976	
18 負担金、補助 及び交付金	242	1 地域密着型介護予防サービス費給付事業(長寿課) 242 18 負担金、補助及び交付金 242 地域密着型介護予防サービス費負担金 242	
18 負担金、補助 及び交付金	1,354	1 介護予防サービス計画費給付事業(長寿課) 1,354 18 負担金、補助及び交付金 1,354 介護予防サービス計画費負担金 1,354	

2 款 保険給付費

3 項 高額介護サービス等費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 高額介護 サービス等費	259,307	4,383	263,690	936	548		1,183	1,716
				936	548		1,183	1,716
計	259,307	4,383	263,690	936	548		1,183	1,716

2 款 保険給付費

6 項 特定入所者介護サービス等費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 特定入所者介護サ ービス等費	207,425	3,506	210,931	597	591		946	1,372
				597	591		946	1,372
2 特定入所者介護予 防サービス等費	108	2	110					2
								2
計	207,533	3,508	211,041	597	591		946	1,374

3 款 地域支援事業費

1 項 サービス・活動事業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 サービス・活動 事業費	181,690	2,705	184,395	578	339		731	1,057
				134	78		171	249
				444	261		560	808

2 款 3 項 高額介護サービス等費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	4,383	1 高額介護サービス費給付事業(長寿課)	4,383
		18 負担金、補助及び交付金	4,383
		高額介護サービス費負担金	4,383

2 款 6 項 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,506	1 特定入所者介護サービス費給付事業(長寿課)	3,506
		18 負担金、補助及び交付金	3,506
		特定入所者介護サービス費負担金	3,506
18 負担金、補助 及び交付金	2	1 特定入所者介護予防サービス費給付事業(長寿課)	2
		18 負担金、補助及び交付金	2
		特定入所者介護予防サービス費負担金	2

3 款 1 項 サービス・活動事業費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	2,705	2 第1号訪問事業(長寿課)	632
		(1) 従前相当サービス事業	302
		18 負担金、補助及び交付金	302
		第1号訪問事業・従前相当サービス事業費	302
		(2) サービス・活動A事業	330
		18 負担金、補助及び交付金	330
		第1号訪問事業・サービス・活動A事業費	330
		3 第1号通所事業(長寿課)	2,073
		(1) 従前相当サービス事業	1,256
		18 負担金、補助及び交付金	1,256
		第1号通所事業・従前相当サービス事業費	1,256
		(2) サービス・活動A事業	766
		18 負担金、補助及び交付金	766
		第1号通所事業・サービス・活動A事業費	766
		(3) サービス・活動C事業	51

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 サービス・活動 事業費								
2 介護予防ケアマネ ジメント事業費	17,148	290	17,438	62	36		78	114
				62	36		78	114
計	198,838	2,995	201,833	640	375		809	1,171

5款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 償還金	0	11,218	11,218					11,218
								11,218
計	0	11,218	11,218					11,218

5款 諸支出金

2項 繰出金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	59,003	1,315	60,318					1,315
								1,315
計	59,003	1,315	60,318					1,315

6款 予備費

1項 予備費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	5,000	470,797	475,797					470,797
計	5,000	470,797	475,797					470,797

3 款 1 項 サービス・活動事業費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		18 負担金、補助及び交付金 第 1 号通所事業・サービス・活動 C 事業費	51 51
18 負担金、補助 及び交付金	290	1 介護予防ケアマネジメント事業(長寿課) 18 負担金、補助及び交付金 介護予防ケアマネジメント事業費負担金	<u>290</u> 290 290

5 款 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	11,218	1 国庫支出金等過年度分返還金(長寿課) 22 償還金、利子及び割引料 介護保険事業費補助金返還金	<u>11,218</u> 11,218 11,218

5 款 2 項 繰出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰 出 金	1,315	1 一般会計繰出事業(長寿課) 27 繰出金 令和7年度低所得者保険料軽減負担金返還金	<u>1,315</u> 1,315 1,315

6 款 1 項 予備費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		予備費	470,797

令和 8 年度西尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度西尾市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,365,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		500	12,053	12,553
	1 繰 越 金	500	12,053	12,553
歳 入 合 計		3,353,906	12,053	3,365,959

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		3,338,260	4,837	3,343,097
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,338,260	4,837	3,343,097
4 予 備 費		499	7,216	7,715
	1 予 備 費	499	7,216	7,715
歳 出 合 計		3,353,906	12,053	3,365,959

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	500	12,053	12,553
歳入合計	3,353,906	12,053	3,365,959

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,338,260	4,837	3,343,097
4 予 備 費	499	7,216	7,715
歳 出 合 計	3,353,906	12,053	3,365,959

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 ・ 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			4,837
			7,216
			12,053

2 歳 入

3 款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	500	12, 053	12, 553
計	500	12, 053	12, 553

3 款 繰越金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	12,053	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,338,260	4,837	3,343,097					4,837
								4,837
計	3,338,260	4,837	3,343,097					4,837

4 款 予 備 費

1 項 予 備 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予 備 費	499	7,216	7,715					7,216
計	499	7,216	7,715					7,216

2 款 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	4,837	1 後期高齢者医療広域連合納付金(保険年金課)	4,837
		18 負担金、補助及び交付金	4,837
		保険料等過年度精算負担金	4,837

4 款 1 項 予備費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		予備費	7,216

令和 8 年度西尾市佐久島診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度西尾市の佐久島診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,774 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,846 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		8,146	5,774	13,920
	1 繰 越 金	8,146	5,774	13,920
歳 入 合 計		39,072	5,774	44,846

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		2,000	5,774	7,774
	1 予 備 費	2,000	5,774	7,774
歳 出 合 計		39,072	5,774	44,846

佐久島診療所事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	8,146	5,774	13,920
歳入合計	39,072	5,774	44,846

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 予 備 費	2,000	5,774	7,774
歳 出 合 計	39,072	5,774	44,846

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
			5,774
			5,774

2 歳 入

5 款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	8,146	5,774	13,920
計	8,146	5,774	13,920

5 款 繰越金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	5,774	

3 歳 出

2 款 予 備 費

1 項 予 備 費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 予 備 費	2,000	5,774	7,774					5,774
計	2,000	5,774	7,774					5,774

2 款 1 項 予備費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		予備費 5,774

令和8年度西尾市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度西尾市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和8年度西尾市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,882,674千円	434,903千円	9,317,577千円
第2項 医業外収益	862,179千円	434,903千円	1,297,082千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第10条中「341,286千円」を「542,310千円」に改める。

令和8年8月28日提出

西尾市長 中 村 健

令和8年度西尾市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 8,882,674	千円 434,903	千円 9,317,577	
	2 医業外収益		862,179	434,903	1,297,082	
		2 他会計補助金	341,286	201,024	542,310	
		4 負担金交付金	421,136	233,879	655,015	

令和 8 年度西尾市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書（修正）

（ 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで ）

（ 単位:千円 ）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 2,007,291
減価償却費	653,465
固定資産除却費	10,000
長期前払消費税償却	44,464
退職給付引当金の増減額（△は減少）	47,656
賞与引当金の増減額（△は減少）	14,954
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 451
返還免除引当金の増減額（△は減少）	3,480
長期前受金戻入額	△ 44,510
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	59,127
破産更生債権等の増減額（△は増加）	451
未収金の増減額（△は増加）	54,114
未払金の増減額（△は減少）	15,136
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 1
その他	△ 22,996
小 計	△ 1,172,404
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 59,127
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,231,529

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 714,975
有形固定資産の売却による収入	2
長期貸付金の貸付による支出	△ 65,400
長期貸付金の回収による収入	1
負担金の受入による収入	327,915
寄附金の受入による収入	1
補助金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 452,455

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	778,170
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 577,031
建設改良費等の財源に充てるための他会計長期借入金の返済による支出	△ 70,000
リース債務の支払による支出	△ 13,200
一時借入による収入	1,500,000
他会計からの出資による収入	406,014
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>2,023,953</u>
資金増加額（又は減少額）	339,969
資金期首残高	<u>738,804</u>
資金期末残高	<u><u>1,078,773</u></u>

令和8年度西尾市病院事業予定貸借対照表(修正)

(令和 9 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,025,997	
ロ 建 物	11,768,887		
減価償却累計額	△ 8,173,791	3,595,096	
ハ 構 築 物	547,366		
減価償却累計額	△ 427,490	119,876	
ニ 器 械 及 び 備 品	5,178,194		
減価償却累計額	△ 3,763,939	1,414,255	
ホ 車 両	11,320		
減価償却累計額	△ 8,752	2,568	
ヘ リ ー ス 資 産	60,000		
減価償却累計額	△ 7,128	52,872	
ト 建 設 仮 勘 定		523,582	
有形固定資産合計			7,734,246

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		42	
無形固定資産合計			42

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	263,059		
返還免除引当金	△ 76,680	186,379	
ロ 長期前払消費税		324,831	
ハ 破産更生債権等	43,162		
貸 倒 引 当 金	△ 43,162	0	
ニ そ の 他 投 資		7,182	
投 資 合 計			518,392
固 定 資 産 合 計			8,252,680

2 流動資産

(1) 現金・預金		1,078,773	
(2) 未収金	1,030,956		
貸倒引当金	△ 263	1,030,693	
(3) 貯蔵品		70,737	
(4) 前払費用		363	
(5) その他流動資産		<u>10,000</u>	
流動資産合計			<u>2,190,566</u>
資産合計			<u>10,443,246</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,996,515</u>		
企業債合計		1,996,515	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等に財源に充てるための長期借入金	<u>453,336</u>		
他会計借入金合計		453,336	
(3) リース債務		23,100	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,523,057</u>		
引当金合計		<u>1,523,057</u>	
固定負債合計			3,996,008

4 流動負債

(1) 一時借入金		1,500,000	
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>681,437</u>		
企業債合計		681,437	
(3) 他会計借入金			
イ 建設改良費等に財源に充てるための長期借入金	<u>69,999</u>		
他会計借入金合計		69,999	
(4) リース債務		13,200	
(5) 未払金		233,357	
(6) 引当金			
イ 賞与等引当金	<u>420,143</u>		
引当金合計		420,143	
(7) その他流動負債		<u>22,922</u>	
流動負債合計			<u>2,941,058</u>

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	2,006,296	
収 益 化 累 計 額	△ <u>1,382,180</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>624,116</u>
負 債 合 計		<u><u>7,561,182</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金 13,920,775

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額	25,400	
ロ 国 県 補 助 金	21,044	
ハ 寄 附 金	3,237	
ニ その他資本剰余金	<u>3,894,892</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		3,944,573

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度未処理 欠 損 金	<u>14,983,284</u>	
利 益 剰 余 金 合 計	△ <u>14,983,284</u>	
剰 余 金 合 計		<u>△ 11,038,711</u>
資 本 合 計		<u>2,882,064</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>10,443,246</u></u>

令和8年度西尾市病院事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1款 病 院 事 業 収 益	千円 8,882,674	千円 434,903	千円 9,317,577		千円	
2項 医 業 外 収 益	862,179	434,903	1,297,082			
2目 他会計補助金	341,286	201,024	542,310	1 一 般 会 計 金 補 助	201,024	
4目 負担金交付金	421,136	233,879	655,015	1 一 般 会 計 金 負 担	233,879	

認定第 1 号

令和 7 年度西尾市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 2 号

令和 7 年度西尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 3 号

令和 7 年度西尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 4 号

令和 7 年度西尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 5 号

令和 7 年度西尾市佐久島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 6 号

令和 7 年度西尾市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 7 号

令和 7 年度西尾市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 8 号

令和 7 年度西尾市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健

認定第 9 号

令和 7 年度西尾市渡船事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

西尾市長 中 村 健